

## 「低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金」申請受付

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける子育て世帯の支援のため、「子育て世帯生活支援特別給付金」が支給されます。対象者に該当する方で、まだ申請をしていない方は、必要書類を添えて2月29日（木）までに申請をしてください。なお、ひとり親世帯とひとり親世帯以外で要件が異なりますので、ご確認ください。

### ひとり親世帯分

#### 対象者

① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方

② 公的年金給付等を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっていない方

#### 申請

① に該当する方  
町から令和5年5月15日に案内を送付し、申請無しで5月31日に支給しました。

②③ に該当する方

必要書類を添付のうえ、ごども課まで申請してください。

#### 必要書類

② に該当する方

▽本人確認ができる書類（運転免許証・マイナンバーカード等）

▽振込先口座が分かるもの（預金通帳等）

▽年金金額がわかる書類（令和3年1月から12月分）

▽公的年金振込通知書等

▽課税証明書  
令和4年度（令和3年分）

※扶養義務者（同居の父母、祖父母、兄弟姉妹等）がいる場合、全員分必要です。

▽戸籍謄本（申請者と対象児童分）

※国の児童扶養手当が認定されている方は不要

③ に該当する方  
▽本人確認ができる書類（運転免許証・マイナンバーカード等）

▽振込先口座がわかるもの（預金通帳等）

▽令和5年1月以降（新規に児童扶養手当の受給資格者となった場合は、その翌月分以降）の任意の1月の収入がわかる書類

（例）給与明細書、年金振込通知書、帳簿（事業主の方）、不動産収入が確認できる書類等

※扶養義務者（同居の父母、祖父母、兄弟姉妹等）がいる場合、全員分必要です。

▽戸籍謄本（申請者と対象児童分）

※国の児童扶養手当が認定されている方は不要

### ひとり親世帯以外分

#### 対象者

① 令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）」の支給を本町から受けた方

② 18歳年度末までの児童（平成17年4月2日から令和6年2月29日までに生まれた児童。障害児については20歳未満）を養育する者で、食費等の価格高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度町民税均等割が非課税である方または非課税相当となっている方

#### 申請

支給対象者①に該当する方

町から令和5年5月12日に案内を送付し、申請無しで令和5年5月31日に支給しました。

支給対象者②に該当する方

必要書類を添付のうえ、ごども課まで申請してください。

#### 必要書類

▽父母等双方の任意の月の収入が分かるもの（令和5年1月以降）

（例）給与明細書、公的年金振込通知書、帳簿（事業主の方）、不動産収入が確認できる書類等

※令和5年度町民税均等割が非課税である方は不要

▽振込先口座が分かるもの（預金通帳等）

▽本人確認ができる書類

その他 既にひとり親世帯分で給付を受けた方は支給されません（家庭状況が変わる場合を除く）。

#### 共通事項

▽支給額

児童1人当たり一律5万円

申請期限 2月29日（木）

留意事項 既に給付を受けた方は支給されません。また、ひとり親世帯分とひとり親世帯以外分の両方を受け取ることはできません。（いずれも家庭状況が変わる場合を除く）。

申請窓口および問合せ先

ごども課 ☎94-112222

※ごども家庭庁・町ホームページも参照ください。